

『ガウタマダルマストラ』におけるラージャダルマセクションの構造

著者	沼田 一郎
著者別名	NUMATA Ichiro
雑誌名	東洋思想文化
巻	7
ページ	64(83)-51(96)
発行年	2020-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00011972/

『ガウタマダルマースートラ』における ラージャダルマセクションの構造

沼田 一郎

問題の所在

『ガウタマダルマースートラ』(*Gautamadharmasūtra*: 以下 *Gau*)は、サーマ・ヴェーダ所属と伝承されるダルマースートラ (*Dharmasūtra* 以下 *Dhs*) である。P.Olivelle は [Olivelle 2000] で P.V.Kane の年代論¹を批判し、*Gau* 成立の上限を BC 3C 中としたが、[Olivelle/Davis2018: 21] では更に新しい時代にシフトして、BC 2C~1C に成立したと主張している。また、全体が散文 (*sūtra*) で構成されている点は他のダルマースートラとは異なるが (他の *Dhs* は 10 数パーセントの韻文を含む)、それが必ずしも *Gau* の古さ (*antiquity*) を意味しないと主張する²。

本稿では *Gau* に含まれる王もしくはクシャトリヤの規定 (ラージャダルマセクション: *rājadharmasūtra* section) に注目し、その構造と内容面での特殊性を考察する。*Dhs* の主たる関心はバラモンたちの行為規範を定式化することであり、王あるいはクシャトリヤは社会の基本構造としてのヴァルナを構成する一要素にとどまる。比較的大きなラージャダルマセクションがあるとしても、それは後代の付加部分の可能性がある³。この分野が主題的に扱われる『マヌ法典』(*Manusmṛiti*: 以下 *Manu*) と比べると *Dhs* のそれは明らかに萌芽的である。しかし *Gau* の場合、スートラ数で全体の 5 分の 1 を占めているのであって、他の *Dhs* に比べて扱いは大きいと言うべきであろう。

大まかな構成と内容はいずれのダルマースートラにもほぼ共通している

¹ BC. 600~400. Bühler, 中野などもこれに従う。

² [Olivelle 2000: 4-10]

³ [沼田 2002] [井狩・渡瀬 2002]

が、使用される術語や主題となる概念を詳しく検討するならば、他の文献との違いが明らかとなるであろう。本稿では *Gau* の当該セクションを他の *Dhs* やダルマシャーストラ (*Dharmaśāstra*: 以下 *Dhś*)、カウティリヤの『実利論』 (*Kautilya's Arthaśāstra*: 以下 *KA*) などと比較して、その特徴を示すことに努めたい。

1. *Gau*の全体構造

Gau の全体的な構成を確認しておこう。含まれるスートラの数を度外視して主題別に図示したのが右の表である。総体としては家長期(在家)の行為規範が主体で、その他に王の職務規定が目立つ。入門式 (*upanayana*) を終えた男子はヴェーダ学生 (*brahmacārin*) となる。そして12年もしくはそれ以上の期間を経て学習が終わると沐浴して、スナータカとなるのである。その後は在家として生活するわけだが、彼らが就くべき職務をヴァルナとの関連で示している(第10章)。ここで王もしくはクシャトリアを扱い、続く第11~13章がラージャダルマセクションの主要部分である。この後は、浄化や祖先崇拜、女性の立場から見る婚姻、贖罪儀礼 (*prāyaścitta*)⁴ が規定され、相続へと続く。途中のラージャダルマセクションと最終章のバリシャッド (*pariśad*)⁵ の部分を除くと、全体が在家者の生活規定であると言える。

主 題	章
ダルマの源泉	1
生活規定(男)	2
学生	2
住期	3
・生涯学生	3
・比丘	3
・林住	3
・家住	4~6
・困窮時の職業選択	7
学者と王 ①	8
生活規定(男)	9
スナータカ	9
ヴァルナの職務	10
・バラモン	10
・王 ②	10
・ヴァイシャ	10
・シュードラ	10
王の職務 ③	11~13
生活規定(男)	14
不浄	14
祖霊祭	15
ヴェーダ読誦と中止	16
食物	17
生活規定(女)	18
原則	18
レヴィラト婚	18
親権	18
夫不在時の再婚	18
適齢期	18
結婚用品の調達	18
贖罪	19~27
相続	28
バリシャッド	28

⁴ これを「贖罪」と呼ぶことは必ずしも妥当ではない。この問題については、[丸井2008]

⁵ [沼田1990]

2. 在家者の生き方

第3章の冒頭では、「ある論者たち」の説として、「彼（沐浴を終えたヴェーダ学生）は住期を選択する」(tasyāśramavikalpam eke bruvate) とし、ヴェーダ学生、家住、比丘、ヴァイカーナサの4種を提示するが、*Gau* 自身の見解は以下の通りである⁶。

teṣāṃ gr̥hastho yonir aprajanatvād itereṣām. (*Gau* 3.3)
 ekāśramyaṃ tv ācāryāḥ pratyakṣavidhānād gārhashtyasya
 gārhashtyasya / (*Gau* 3.36)

家住期はこれらの胎 (yoni) である。何となればその他の〔住期〕には子孫が生まれないからである。

しかしながら師たちは、住期は1つのみであると言う。家住に関することばかりが聖典に規定されているからである。

家住者規定は以下のような項目が含まれる。

- ・ 婚姻
 - ・ 望ましい婚姻：処女性・年齢・プラヴァラの異同 (4.1～5)
 - ・ 婚姻の8形式：brāhma, prājāpatya, ārṣa, daiva, gāndharva, āsura, rākṣasa, paisāca (4.6～15)
 - ・ アヌローマ婚、プラティローマ婚 (4.16～28)。
 - ・ 婚姻による一族の浄化 (4.29～33)
- ・ 家庭生活：夫婦のセックスに適した時期 (5.1)、家庭祭祀 (5.2～17)、食事の布施 (5.18～45)、挨拶 (6.1～25)
- ・ 困窮時の職業選択 (7.1～26)
- ・ 王と学者 (bahuśruta) バラモン……前ページ表中の①
 - ・ 両者による社会の秩序維持 (8.1～3)
 - ・ 「学者」の要件：学識、サンスカーラ (saṃskāra)⁷ (8.4～11)
 - ・ 「学者」の特権：税金、刑罰 (8.12～13)

⁶ 「住期」の選択については〔渡瀬 1981〕

⁷ 動詞sam-s-√krの本来的の意味からして、「作り上げる」を意味する。〔後藤 2008 : 81〕

- ・4種のサンスカーラ *saṃskāra* (8.15~21)
- ・そなえるべき8種の徳 (8.22~25)

3. ラージャダルマセクション②の構造

上述のように、*Gau*の大部分は広義の「家住者」の規定である。それは *Gau*が（と言うより、*Dhs*全般に）家住こそが基本的な生き方であると考えているからで、その意味では表中の②は他のヴァルナに比べて詳細にすぎる（スートラの数でいうと、バラモン5、ヴァイシヤ1、シュードラ16に対して、王・クシャトリヤは41）であろう。入門式（*upanayana*）の有資格者たる再生族（*dvija*）に共通する職務であるヴェーダの学習（*adhyayana*）、自身のための祭祀（*ijyā*）、布施（*dāna*）に加えて、バラモンにはヴェーダの教授（*pravacana*あるいは *adhyaṅgana*）、他者のための祭祀（*yājana*）、布施の受け取り（*pratigraha*）が、ヴァイシヤには農耕（*kṛṣi*）、商業（*vaṇij*）、牧畜（*pāsupālya*）、金融（*kuśīda*）が定められている。

これに倣うならば、王（*Gau*はクシャトリヤではなく王とする）には一般的な職務に追加して「一切生類の保護、適切な刑罰、征服」（10.7~8, 13）が規定されていれば十分なはずだが⁸、続く10.10~23で2つの職務（一切生類の保護と征服）を具体的に展開している。

- ・一切生類保護

bibhṛyād brāhmaṇān chrotṛiyān / nirutsāhāṃś cābrāhmaṇān / akarāṃś ca / upakurvāṇāṃś ca / Gau 10.9~12

彼は学者バラモンの生活を維持すべし。非バラモンで生活能力のない物者と免租者と学生（*upakurvāṇa*）[の生活も維持するべきである]。

- ・刑罰

これについては、第12章が主題的に扱う。

⁸ *Āp* 2.10.6では刑罰と戦闘（*daṇḍa-yuddha*）、*Baudh* 1.18.3は武器、財政、生類の保護（*śastra-kośa-bhūtarakṣaṇa*）、*Vas*は武器による人民の保護（*śastreṇa ca prajāpālanam*）を規定する。

・ 征服に関する政策

bhaye viśeṣeṇa / caryā ca rathadhanurbhīyām / saṅgrāme
 samsthānam anivṛttīś ca / na doṣo hiṃsāyām āhave / anyatra
 vyaśvasārathyāyudhakṛtāñjaliprakīrṇakeśaparāñmukhopaviṣṭa-
 sthalavṛkṣādhirūḍhadūtagobrāhmaṇavādibhyaḥ / kṣatriyaś ced
 anyas tam upajīvet tadvṛtṭyā / jetā labheta sāmgrāmikaṃ vittam
 / vāhanam tu rājñah / uddhāraś cāpṛthagjaye / anyat tu
 yathārham bhājayed rājā / *Gau* 10.15~2

特に恐怖のある時に。また戦車・弓術、戦闘時に確固として退かないことである。戦争における傷害は罪ではない。しかし、馬・車・武器を失う者、手を合わる者、髪を振り乱して逃亡する者、顔を下に向けて座る者、逃げて高所あるいは樹上に上る者、使節、自ら牝牛あるいはバラモンであると言う者はこの限りではない。他のクシャトリアは、王と同じ職務によって生活するべきである。征服者は戦争で得た財物を獲得するべきである。しかし、乗り物は王のものである。それぞれの征服において特別の分配がある。しかし、その他の場合は王はその価値に応じて分配するべきである。

4. 税の問題

〈kara〉

徴税は王の重要な職務の1つである。*Manu* は財政 (artha, kośa) を国家経営の要素として重視しており⁹、適切な徴税がこれを基礎づけているのである。税を意味する術語には kara, bali, śulka などがあり¹⁰、*Gau* はこのいずれをも用いる点で特徴的である。このうち最も一般的

⁹ *Manu* 7.157は、amātya, rāṣṭra, durga, artha, daṇḍaの「5要素説」だが、9.292では、svāmin, amātya, pura, rāṣṭra, kośa, daṇḍa, suhṛdの「7要素説」である。ここにも*Manu*の重層的な構造が見て取れる。[沼田 2004] [沼田 2005]

¹⁰ bali, kara, śulkaを一括して提示する*Manu* 8.307に対して、注釈家Medhātithiは「baliは穀物などの6分の1の部分である。karaは品物を受け取ること（物納?）である。śulkaは商取引で得られた【利益】の1部である」(balir dhānyadeḥ ṣaṣṭo bhāgaḥ, karo dravyādānam, śulkaṃ vaṇikprāpyabhāgaḥ) と説明する。

に広く「税」を意味するのは *kara* で、バラモンなどが税を免れていることは以下のように示される。

akarāṃś ca /Gau 2.11/

そして、免税者も [王が保護するべきである]。

akaraḥ śrotriyaḥ /Āp 2.26.10

学者バラモンは免税である

akaraś śrotriyo rājapumān anāthapravrajitabalavṛddhataruṇaprajātās / prāggāmikās kumāryo mṛtapatnyaś ca //Vas 19.23~4

学者バラモンは免税者である。王の臣下、困窮者、遊行者、年少者、老人、若者、出産したばかりの女、特使、処女、未亡人も同様。

nadīkakaṣavanadāhaśailopabhogā niṣkarāḥ syuḥ / tatdupajīvino vādadyuḥ /Vas 19.26~7

河川、藪、森、火葬場、山から得たものは免税とするべきである。

それを生活の糧とする者は納税するべきである。

〈bali〉

Dhs では通常は *bali* 供養を意味するが、*Manu* 以降は農民から徴収する税を意味する。Dhs では *Gau* のみがこの意味で *bali* を用いている。

rājñe balidānaṃ karṣakair daśamam aṣṭamaṃ ṣaṣṭhaṃ vā / paśuhiraṇyayor apy eke pañcāśadbhāgaḥ /Gau 10.24~25

農民は [収穫の] 10 分の 1、8 分の 1 あるいは 6 分の 1 を *bali* としして王に納めるべきである。家畜と黄金からも 50 分の 1 を [納めるべきである]、とする論者たちもいる。

他の Dhs も農民からの徴税を規定するが、それを *bali* と称することはない。

〈śulka〉

通行料 (国境や河川など)¹¹ や婚資の他、主として商業活動に関わる税を意味する。*Gau* は *śulka* を商品もしくは商取引に対する税の意味で

¹¹ *KA* には関税長官 (*śulka-adhyakṣa*) の章があり、税関 (*śulkaśālā*, *śukla-sthāna*) の規定は *KA* 2.21.21, 3.16.21 の他 *Manu* 8.398~400 などにも見られる。また、仏典では *sunkatthāna* において出家者が通行料もしくは関税を免除されるかどうかが議論されている。[沼田 1992] [松田 1998]

使う。Āp も税を śulka と呼ぶが、その詳細は不明。Vas は「マーナヴァのシュローカ」(śloka というが、最後の iti を除くと 1 行 22 音節である) と称する引用句¹²中に śulka に言及するが、税の種別には触れない¹³。

Gau の śulka に関する規定は以下のとおりである。

viṃśatibhāgaḥ śulkaḥ pañye / mūlaphalapuṣadhamadhu-
māmsatṛnendhanānām ṣaṣṭhyaḥ / tadrakṣaṇadharmitvāt /
teṣu¹⁴ tu nityayuktaḥ syāt / adhikena¹⁵ vṛtṭiḥ /Gau 10.26~30

商品の場合、シュルカは 20 分の 1 である。根・果実・花・葉草・蜜・肉・草・薪については 60 分の 1 である。[王は] 彼ら (人民 = 納税者) の保護をダルマとするからである。それら [種々の税] に対する注意を怠ってはならない。追加的 [職務] によって生活すべきである。

¹² na bhinnakārṣaṇam asti śuklaṃ na śilpavṛtau na śīśau na dūte /
na bhaiṣalabdhe na hṛtāvaśeṣe na śrotṛiye pravrajite na yajña iti //
[価値が] 1 カールシャーパナを下回るようなものに対して śulka は課されない。職人、子供、使節、乞食して得られたもの、盗みに入られて残ったもの、学者、遊行者、祭祀に対しても同様である。

¹³ Vas には渡河料の規定もあるが、それを śulka とは呼ばない。
bāhubhyām uttaraṇ chatagaṇam dadyāt // Vas 19.25
両腕で [自ら泳いで川を] 渡る者は [渡河料の] 100 倍支払うべきである。
なお、Gau 9.32 は自力での渡河を禁じるが、その趣旨は危険行為の禁止である。
cf. [Olivelle 2000 : 504]

¹⁴ この teṣu の解釈は、「彼ら (納税者) と「それら (諸税)」に分かれる。前者は、Haradatta (karṣakādi)。後者は、Maskarin (balyādiṣu)、Bühler (Collection of taxes)、中野 (此等の徴税に於いては)。Olivelle は unclear (them) とする。直前のストラで「彼らの保護」が強調されているのに、同じ「彼ら」に対する「注意」を促すのは不自然と考え、後者の解釈を採用した。

¹⁵ 「追加的職務」とは再生族に共通する職務 (ヴェーダの学習、自身のための祭祀、布施) 以外の、Gau 10.7~23 に規定する「一切生類の保護、適切な刑罰、征服」を指す。cf. 本論文 p.153.

5. 所有権と財産権の保護

ラージャダルマセクション②の最後は、所有の権原 (āgama) と所有権の保護が主題である。権原とは何らかの行為を法的に正当化するものであり、ここで問題になるのは「所有」である。これは *Manu* 以降に¹⁶ 主題的に論じられるようになる。

sapta vittāgamā dharmyā dāyo lābhaḥ krayo jayaḥ /
prayogaḥ karmayogaḥ¹⁷ ca satpratigraha eva ca /*Manu* 10.115
財物 [所有] の権原は 7 種が dharma に即しており、相続、取得、購入、征服、有利子の融資、事業、しかるべき人からの受け取りである。

sambhogo dṛśyate yatra na dṛśyetāgamaḥ kva cit |
āgamaḥ kāraṇaṃ tatra na saṃbhoga iti sthitiḥ /*Manu* 8.200
占有は知られるが、[その] 権原がどこにも見あたらない場合、[所有権] の根拠となるのは権原であって占有ではない。

Manu が列挙する権原とほぼ同一の項目が *Gau* によっても示されている。

svāmī rikthakrayasaṃvibhāgaparigrahādhigameṣu /
brāhmaṇasyādhikaṃ labdham / kṣatriyasya vijitam / nirviṣṭam
vaiśyaśūdrayoḥ /*Gau* 10.39~42
相続、購入、分配、[布施を] 受ける、発見がある場合に所有権者となる。バラモンにとっての追加的 [権原] は、取得である。クシャトリアにとっては征服である。ヴァイシャとシュードラにとっては労賃である。

ここでは āgama という術語は使われないが、所有の正当性つまり権原を問題にしていると言える。*Gau* 以外では、*Vas* 16.10 が「文書 (likhita)、証人 (sākṣin)、占有 (bhukti) が 3 種の根拠 (pramāṇa)

¹⁶ *Yāj* 2.27~29, 175

¹⁷ 注釈家 Kullūkaによれば prayogaは有利子の融資で karmayogaは農業や商業。
cf. [Olivelle 2015: 283]

である」と、āgama という術語を用いずに権原を論じている。他の Dhs には見られない。

6. ラージャダルマセクション③の構造と内容的特徴

第 10 章で 4 ヴァルナの職務について論じたのち、*Gau* は第 11 章～13 章において再び王の職務を規定している。概要は以下の通りである。

1 総論

1.1 資質と教養

1.2 基本的任務

1.3 プローヒタ、リトゥヴィジュの職務

3 司法

3.1 総論：刑罰の起源、輪廻、王とアーチャーリヤ

3.2 刑罰：暴言、強姦、禁じられたヴェーダの読誦、暴行、窃盗

3.3 典型事案

3.4 証人

3.5 判決

〈総論〉

具体的な職務の規定ではなく王が備えるべき資質、教養、そして国家統治における基本的な態度が以下のように示される。

rājā sarvasyeṣṭe brāhmanavarjam / sādhuḥkāri syāt sādhuvādī /
trayyām ānvīkṣikyā vābhivinītaḥ / śucir jitendriyo
guṇavatsahāyopāyasampannaḥ / samaḥ prajāsu syāt /
hitam āsām kurvīta / *Gau* 11.1～6

王はバラモンを除く一切を統治する。正しく行動し、正しく語るべきである。3 ヴェーダ学と哲学を修めるべきである。清浄にして感覚を制御しており、有能な補佐と手段を備えるべきである。人民に対しては公平であれ。彼らに利益をなすべきである。

このような「総論」的部分は *Manu* や *Yāj* には見られるところであり、*Manu* 7.14～53（1～13 では王の神話的な由来が示される）において、刑罰の起源、バラモンを敬うべきこと、学問の習得、禁欲的な生活が示されている。*Yāj* 1.304～362 は、王の資質と学問の習得、プローヒタと

リトゥヴィジユその他官吏の任命、戦争倫理、一日のスケジュール、人民の保護、政策協議、刑罰、重量単位、罰金を規定している。これらと *Gau* の該当箇所の種類・対応が見て取れるが、「学問の習得」に関しては、*KA* を含めた顕著な類似がみられる¹⁸。

trayyām ānvīksikyām cābhivinītaḥ /Gau 11.3/

3 ヴェーダ学と哲学を修めるべきである。

traividyebhyas trayīm vidyām daṇḍanītiṃ ca śāśvatīm /

ānvīksikīm cātmavidyām vārtārambhāṃś ca lokataḥ /Manu 7.43/

3 ヴェーダに通じた [バラモン] から永遠の刑罰と統治の学を学ぶべきである。そして、社会から哲学とアートマンの学と実業学を [学ぶべきである]。

svarandhragoptānvīksikyām daṇḍanītyām tathaiva ca /

vinītas tv atha vārtāyām trayyām caiva narādhipaḥ /Yāj 1.306/

自らの弱点を防衛し、哲学および刑罰と統治の学、そして実業学とヴェーダ学を修めた王は。

ānvīksikī trayī vārttā daṇḍanītiś ceiti vidyāḥ /KA 1.2.1

哲学と 3 ヴェーダ学、そして経済学と政治学が学問である。

sāṃkhyam yogo lokāyataṃ cety ānvīksikī / dharmādharmau

trayyām arthānarthau vārttāyām nayānayau daṇḍanītyām

balābale ca etāsām hetubhir anvīkṣamāṇā lokasya upakaroti

vyasane 'bhyudaye ca buddhim avasthāpayati

prajñāvākyakriyāvaiśāradyam ca karoti /

pradīpaḥ sarvavidyānām upāyaḥ sarvakarmaṇām /

āśrayaḥ sarvadharmāṇām śāśvad ānvīksikī matā /KA 1.2.10~12

サーンキヤとヨーガとローカーヤタとが哲学である。

3 ヴェーダ学におけるダルマとアダルマ、経済学における利益と損失、政治学における [正しい] 政策とそうでない政策、そしてそれらにおける力と非力とを論理によって追い求めて、人民に利益をもたらすのが哲学である。そして、災禍と繁栄についての理性的判断を確立せしめ、人々の言葉と行為をよく知らせるものである。

¹⁸ *Yāj*と*KA*のラージャダルマセクションの関係は [Tokunaga 1993]。

哲学は常に一切の学問の灯火であり、一切の行為の手段であり、一切のダルマのよりどころであると考えられている。

〈ヴァルナとアーシュラマの保護〉

ヴァルナとアーシュラマは古代インド社会を理解する上での基本的な枠組みであって、Dhs 自身も自らが全体としてはそれを主題としいることは意識している。

ukto varṇadharmāś cāśramadharmāś ca /

ヴァルナダルマとアーシュラマダルマが述べられた。/Gau 19.1

ukto varṇadharmāś cāśramadharmāś ca /Baudh 3.10.1

ヴァルナダルマとアーシュラマダルマが述べられた。

これ自体はごく当然のことのように思われるが、Gau は更に踏み込んで、ヴァルナとアーシュラマに基づく社会が王によって維持されているとするのである。

varṇān āśramāṃś ca nyāyato 'bhirakṣet /calatāś caitān

svadharme sthāpayet /Gau 11.9~10

ヴァルナとアーシュラマ [に属する者] を正しく保護するべきである。動揺する彼らを自らのダルマに立たせるべきである。

このような立場すなわち、王の権威が社会全体に及ぶという発想は、ダルマシャストラや KA に始まるのである¹⁹。

〈司法主題〉

ダルマ文献において、裁判・司法が大きな位置を占めるようになるのは *Manu* 以降である。18 に分類された典型的な事案は主として契約をめぐる民事的な争いであり、そこには婚姻や相続のように私的で家庭内の問題をも含む。この形式と立項を継承して、*Yāj* 以降のダルマシャ-

¹⁹ sve sve dharme niviṣṭānām sarveṣām anupūrvaśaḥ /

varṇānām āśramāṇām ca rājā sṛṣṭo 'bhirakṣitā /*Manu* 7.35

彼はヴァルナとアーシュラマを適切に保護するべきである。

逸脱しがちなそれらを本来のダルマに立たせるべきである。

caturvarṇāśramo loko rājñā daṇḍena pālitaḥ /

svadharmakarmābhirato vartate svesu vartmasu /KA 1.4.16

4ヴァルナとアーシュラマに属する世間の人々は、王が刑罰によって守るなら、自らのダルマと行為に従事して、自身の道を歩むであろう。

ストラヤダルマニバンダ文献が発展するのである。

Gau に含まれるのは以下のような項目である。

- ・暴言：低位ヴァルナの方が重罪。
- ・暴行：同上
- ・窃盗：賠償と罰金。
- ・家畜による損害の賠償：家畜の所有者と牧者の責任の割合。
- ・適切な利息：利率と利息の種類 (*cakra, kāla, kārītā, kāyikā, śikhā, adhibhogā*)²⁰
- ・取得時効：所有者が知ったうえで財物を 10 年間占有すると、所有権が移転する。²¹
- ・債務の相続：支払い保証金²²、商売上の負債、婚資、酒と賭博に関する負債は除く。
- ・紛失の免責：寄託物、借用物、担保などの場合、過失がなければ免責。
- ・刑罰：自首した者は浄化される。バラモンは身体刑ではなく追放。

個々のカテゴリーが他文献とどのような対応を見せているのかについては、稿を改めて総合的に論じる予定であるが、*Gau* は Dhs よりも *Manu* や *Yāj* といった Dhs に近い内容を持っていると言えるであろう。

7. まとめ

P.Olivelle の研究によって Dhs の成立年代がこれまでより新しく措定されるようになり、Dhs や *KA* などとの関連性が重要な研究課題となっている。そのような視点から、本稿では *Gau* のラージャダルマセクションを概観してみた。*Gau* は Dhs として伝承されているが、そこには他の Dhs にはない新しい要素が多く含まれている。全体の構造や各セク

²⁰ [中野 1932] はこれらを複利、定期利子、約定利子、身体利子、日歩、担保利用とし、[Olivelle 2000] は *cyclical, periodical, contractual, manual body, daily rate, use of collateral* とする。*Manu* 8.153 には *cakra, kāla, kārītā, kāyita* が言及される。詳細は [Kane 1962~75, III.416~61]

²¹ *Vas, Manu, Yāj* に同様の規定がある。

²² 保証金 (*prātibhāvya*) は他の Dhs には見られない。cf. [Olivelle 2015 : 289]

シヨンの関連性などを考慮しながら、ダルマ文献の発展史を描き出すことが今後の課題である。

参考文献

- Davis, D. R. Jr., 2012, *Studies in Hindu Law and Dharmaśāstra* (Ludo Rocher's), London.
- Derrett, J. D. M., 1976, *Essays in Classical and Modern Hindu Law*, 1, Leiden.
- Friedrich, E., 1993, *Das Āpastamba-Dharmasūtra—Aufbau und Aussage*, Frakfurt am Main.
- Kane, P. V., 1930-62, *History of Dharmaśāstra*, 5vols., Poona.
- Kangle, R. P. 1969, *The Kautīlīya Arthaśāstra*, 3pts, Delhi.
- Lariviere, R. 1989, *THE NĀRADASMṚTI*, pt. 1, 2, Philadelphia.
- Lubin, T. et al, 2010, *Hinduism and Law : An introduction*, Cambridge University Press.
- Olivelle, P. 2003, *Dharmasūtras*, Delhi.
- Olivelle, P. 2005, *Dharmasutra Parallels: Containing the Dharmasūtras of Āpastamba, Gautama, Bauddhāyana and Vasiṣṭha (Sources of Ancient Indian Law)*, Delhi.
- Olivelle, P. 2005, *Manu's Code of Law*, OUP.
- Olivelle, P. 2013, *King, Government and Law in Ancient India*, OUP.
- Olivelle, P. 2015, *A Sanskrit Dictionary of Law and Statecraft*, Delhi.
- Olivelle, P. 2019, *Yājñavalkya A Treatise on dharma*, Harvard University Press.
- Olivelle, P. and Davis, D. R. Jr, 2018, *Hindu law: A New History of Dharmaśāstra*, OUP.
- Tokunaga, M, 1993, Structure of the Rājadharmā Section in the Yājñavalkyasmṛti (i.309-368) 『京都大学文学部研究紀要』 42, pp.1~42.
- 井狩・渡瀬, 2002 『ヤージュニャヴァルキヤ法典』 平凡社.
- 上村勝彦, 1984 『カウティリヤ実利論』 岩波文庫.
- 後藤敏文, 2008 「古代インドの祭式概観—形式・構成・原理—」 『総合人間学叢書』 3, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, pp. 57~102.
- 中野義照, 1932 「ガウタマ法典」 『密教研究』 44, 1932, pp.1-70.

- 沼田一郎, 1992 「税関における免税規定」『印度哲学仏教学』 7, pp.54-66.
- 沼田一郎, 2002 「*Āpastambadharmasūtra*における王権論の構造」『印度哲学仏教学』 17, pp.137~149.
- 沼田一郎, 2004 「*Manusmṛti*王権論における第8, 9章の意義 (上)」『東洋学論叢』 29, pp.26~38
- 沼田一郎, 2005 「*Manusmṛti*王権論における第8, 9章の意義 (下)」『東洋学論叢』 30, pp.76~83.
- 松田祐子, 1998 「Lalitavistaraに見える出家遊行者の渡河料免除」『印度学仏教学研究』 92, pp.126~9.
- 渡瀬信之, 1981 「Dharmasūtraにおいて見出されるĀśrama観」『東海大学紀要文学部』 36, pp.1-18.
- 渡瀬信之, 2013 『マヌ法典』 平凡社.